

令和6年9月27日

輸入加糖調製品の売渡等申込者 各位

独立行政法人農畜産業振興機構
特産調整部

令和6年10～12月の輸入申告に係る機構への売買申込みについて

平素は当機構業務にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、標記の取扱いは、以下のとおりとなりますので、よろしく願います。

- ・法令により、10～12月期は、新たな加糖調製品糖平均輸入価格の適用期間となります。
- ・10月1日～12月31日の輸入申告分に係る申込入力は、9月27日から行うことができますが、承諾書の発行は10月1日以降となります。
- ・9月27、30日の申込入力については、①9月中の輸入申告分と、②10月以降の輸入申告分で適用される平均輸入価格が異なることから、輸入申告日を必ずご確認ください。
- ・9月中に輸入申告を行う予定で承諾を受けたものが、何らかの理由により、10月1日以降の輸入申告となった場合、税関において無効と判断され、輸入許可がされないこととなります。輸入申告日が10月になることが判明した場合は速やかに機構に連絡してください。

(問い合わせ先)

独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部

TEL : 03-3583-8775

FAX : 03-3583-8762

メールアドレス : alic-chosei01@alic.go.jp